

公 示 日 : 2025 年 6 月 18 日 (水)

調達管理番号 : 25a00232

国 名 : トーゴ

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

調 達 件 名 : トーゴ国持続的な水産資源管理及び港湾運営・管理アドバイザー
一業務

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 持続的な水産資源管理及び港湾運営・管理アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 7 月下旬から 2027 年 8 月上旬
- (2) 業務人月 : 8.50
- (3) 業務日数 :
 - ・ 第 1 次 準備業務 3 日、現地業務 75 日、整理業務 5 日
 - ・ 第 2 次 準備業務 2 日、現地業務 30 日、整理業務 3 日
 - ・ 第 3 次 準備業務 2 日、現地業務 30 日、整理業務 3 日
 - ・ 第 4 次 準備業務 2 日、現地業務 45 日、整理業務 3 日
 - ・ 第 5 次 準備業務 2 日、現地業務 30 日、整理業務 5 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次現地業務を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後): 契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降): 契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヵ月以降): 契約金額の2%を限度とする。

(5) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度(2026年1月頃)
- 2) 2026年度(2027年1月頃)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数: 1部
- (2) 見積書提出部数: 1部
- (3) 提出期限: 2025年7月2日(水)(12時まで)
- (4) 提出方法: 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料11 業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025年7月11日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16点

② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40点

② 対象国・地域での業務経験 8点

③ 語学力 16点

④ その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務経験の分野	水産振興に係る各種業務
対象国及び類似地域	アフリカ地域
語学の種類	仏語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

トーゴ共和国は、西側隣国のガーナから東側隣国ベナンに連なる比較的平坦

な海岸線を有す。その総延長は 56km と短いながら、水産物生産量は年間約 20,000 トン（内水面漁業を含む）に達する。当国では水産物への需要が高く、国内生産は年間消費量の約 4 割を満たすに過ぎない。国内生産量を上回る水産物を輸入し、そこに貴重な外貨を費やしている現状に鑑み、トーゴ政府は水産物の自給率向上を政策の重要課題として掲げている。このトーゴの海洋漁業の 7 割の水揚量を担うのが、同国唯一の漁港であるロメ漁港（Port de Pêche artisanale de Lomé : POPEL）で、約 6,000 人の漁師と仲買人が活動している。漁港を内包していたロメ商港の拡大を受けて、手狭な敷地に船が集中することで発生する商業用大型船と漁船の接触事故を避けるため、無償資金協力「ロメ漁港整備計画」（2016 年 4 月 G/A 署名、27.94 億円）の支援を通じてロメ商港に隣接するエリアに建設されたものである。POPEL で操業する漁船数は年々増加傾向にあり、2020 年 8 月には 320 隻であった漁船数は、2023 年 1 月時点で 496 隻まで増加している。一方で、水産物の自給率は約 40%にとどまっており、高い国内水産物需要に追いつかず、残りの約 60%は輸入に頼っており（Marine Policy, 2021）、これが貿易赤字の一因となっている。

そのため、トーゴ政府は水産物の自給率向上を重要な政策課題としている。しかし、沿岸部での漁業振興を推し進めるには、現地の漁業は伝統的漁法に頼っている状況で、その効率性や安定・安全性が確保できているとは必ずしも言いがたく、安定性がある漁船による効率的な漁業への転換が求められている。また、海洋資源管理は、当該地域における喫緊の課題となっているが、海岸線が隣接するガーナ共和国およびベナン共和国が禁漁期の設定を行ったことから、同期間に両国からの漁民が当該期間にトーゴに流入する事態も発生している。POPEL のさらなる管理、操業の安全性を高め、トーゴにおける水産振興を進めるため、支援が必要な状況にある。

以上を踏まえ、トーゴ政府は、持続的な水産資源管理及び港湾運営・管理の支援を行うアドバイザーを要請した。

7. 業務の内容

本業務従事者は、トーゴ国水産資源・動物・遊牧管理省をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、POPEL を主要な関係者とし、C/P 及び POPEL に対して、持続的な水産資源管理及び港湾運営・管理に関する技術的指導・助言を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2025年7月下旬～8月上旬)

- ① 既存の JICA および他ドナー報告書や関連技術情報等を参照し、トーゴ及び近隣国における漁業の現状と課題、特に禁漁期の設定プロセスとその現況を把握する。また、これまで日本が実施してきたトーゴに対する協力の概要を把握・分析する。
- ② トーゴにおいて i)水産資源管理 (禁漁期の設定、漁具の規制など)、ii)水産振興 (漁民訓練、FRP 船の普及と振興等)、iii)安全な漁港運営 (安全対策に関する広報・普及方針)を行うために、具体的に検討することが想定される法令、制度、ルール、啓発の仕組み、等 (以下、「検討リスト」)を、一覧として整理する。
- ③ ②を含めた業務計画書 (ドラフト) (和・仏文)を作成し JICA 経済開発部及びコートジボワール事務所による確認ののち提出する。

(2) 第1次現地業務 (2025年8月上旬～2025年10月中旬): 荒天期対応

- ① 現地業務開始時に、C/P 機関に業務計画書 (ドラフト)を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 水産資源管理を取り巻く現状について、PCM 手法によるワークショップ等を通じて、トーゴ国漁業関係者から広く意見を聴取する。この際、トーゴの水産資源の状況や POPEL の利用・活用状況 (利用者数等)、近隣国の漁業の現状、禁漁期の設定状況を確認し、左記を踏まえ、水産資源管理の必要性や近隣国との連携・協調の重要性に関し C/P 機関および主要関係者 (漁民・仲買人組織など)の認識が深まるよう、ファシリテーションを行う。
- ③ ②に加え、水産振興計画や各ドナーの動向、その他得られる情報をもとに、トーゴにおける水産資源管理の現状と課題を整理し、情報として取りまとめる。
- ④ C/P 機関等の水産資源管理担当者数名と共に、近隣国 (コートジボワールを想定)に出張し、禁漁期の設定プロセスを含む水産資源管理方策の実施状況とその課題について、現場視察や関係者協議等を通じて情報収集を行う。(情報収集および C/P 機関等担当者の水産資源管理に関する認識を高め、具体的なイメージを高めることを目的とする。なお、本件視察先の選定や受け入れにあたっては、2025年12月1日までの予定でコートジボワール国に派遣されている漁業・養殖アドバイザーの協力を受けることで、調整済み。)
- ⑤ 2025年2月の「ロメ漁港安全対策整備の技術的検討に係る 情報収集・確認調査」最終報告ミッションにて提言した内容や、FRP 船試乗会実施状況など

を含め、2025年3月以降の安全対策に関するトーゴ側の対応状況や、当該対応により認められた漁民の行動・認識変容の状況を確認し、追加的な対応事項を整理する。

- ⑥ 2025年度荒天期²に、より安全な POPEL 運用を行うため、必要に応じて以下の対応を行う。
 - ア) 2025年度荒天期のロメ漁港の安全性を高めるため、緊急に対応が必要な事項を必要に応じて実施する（防波堤端のソーラー式灯標およびビデオカメラの設置）。
 - イ) POPEL が実施する安全管理に関する啓発活動の支援を行う（ポスターや港内放送、セミナー開催、キャンペーン等による注意喚起等）
 - ウ) その他、2025年度荒天期の安全対策に関連して喫緊に実施することが必要な事項を整理、提案する。
- ⑦ 2025年度の荒天期における POPEL 安全運行状況を確認し、これまでの安全対策による効果及び引き続き対策が必要な事項や教訓を抽出する。
- ⑧ FRP 船について、「ロメ漁港安全対策整備の技術的検討に係る 情報収集・確認調査」を通じて実施したパイロット事業（4艘のFRP船を調達し、トーゴ側主体による試乗会を実施中：配付資料参照）の結果を確認するとともに、譲渡したFRP船の今後の有効活用とFRP船普及に向けた対応提言を行う。（以下、全現地業務期間に渡って必要な対応を行うこととし、本業務の契約期間終了までに、FRP船普及に向けた具体的な計画や方法、法令が整理されていることを目指す。）
- ⑨ ハード面で安全性を高めるためのロメ漁港改修策の実施について、トーゴ側の検討状況（改修案の比較検討、資金確保の動き、ドナーへの働きかけ等）を確認し、JICA 経済開発部及び JICA コートジボワール事務所にも逐次報告する。（以下、応、2025年度中にトーゴ政府としての対応案がまとまり、JICA コートジボワール事務所に共有されることを目指し、2025年度に行う現地業務期間中にトーゴ政府における検討状況を確認する。）
- ⑩ 現地業務完了に際し、第1次現地業務結果報告書（仏文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。

（3） 第1次整理業務（2025年11月）

² トーゴでは一般的に6月～9月が荒天期にあたり、特に8月に波高が高くなります。事故の多くは荒天期に発生しています。

- ① 第1次現地業務の現地業務結果報告書（和文・仏文）を JICA 経済開発部、コートジボワール事務所に提出し、現地業務結果を報告する。
 - ② 第1次現地業務結果を踏まえ、本業務期間中に検討すべき法令や制度、ルール、仕組み等について、それぞれトーゴ政府予算や現状を踏まえた実現性の高い内容として再検討し、タイムフレーム及び優先順位とともに最終化し、JICA 経済開発部に説明の上、合意を得る。なお、検討にあたっては、本アドバイザー業務期間中に、実際に運用されている状態（制度作成や、提言にとどまるのではなく、実際に運用を開始し、可能な限りその有効性の検証や修正・改善点の抽出と実施まで行う）を目指すこととする。
- （4） 第2次準備業務（2025年12月下旬）
- 業務計画書（ドラフト）（和・仏文）を、（3）②の検討結果をタイムスケジュールと共に追加・修正し、第2次現地業務計画書として JICA 経済開発部及びコートジボワール事務所の了解を得る。
- （5） 第2次現地業務（2026年1月中旬～2026年2月中旬）：方針確定、コートジボワール訪問
- ① 第2次現地業務計画書（仏文）を C/P 機関に説明し、了解を得る。
 - ② 検討リストに基づき、C/P 機関等と協働して、その内容の整理・実施支援を行う（以下全現地業務期間に渡って、必要な対応を行う）。
 - ③ 第1次整理業務にて整理、JICA の合意を得た、本業務期間中に検討すべき法令や制度、ルール、仕組みづくりについて、トーゴ側の検討・実施を支援する。（以下全現地業務期間に渡って、必要な対応を行い、本業務終了時には、トーゴ側が自立的・継続的に実施できる体制となることを目指す。）
 - ④ トーゴ側が実施する安全管理に関する啓発活動（ポスターや港内放送、セミナー開催、キャンペーン等による注意喚起等）の実施を支援する。なお、この啓発活動はトーゴ側が主体的に実施することとし、本業務従事者はその有効性確保のための助言やサポートを行う。（以下全現地業務期間に渡って、必要な対応を行い、本業務終了時には、トーゴ側が自立的・継続的に実施できる体制となることを目指す。）
 - ⑤ 2026年荒天期までにトーゴ側が実施を予定している港内浚渫作業の実施準備体制を確認の上、その準備を支援する。
 - ⑥ C/P に第2次現地業務結果報告書（仏文）を提出し、現地業務結果を報告の上、第3次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。
- （6） 第2次整理業務（2026年3月中旬）

第2次現地業務の現地業務結果報告書（和・仏文）を JICA 経済開発部及びコートジボワール事務所に提出し、報告する。

(7) 第3次準備業務（2026年4月頃）

第3次現地業務計画書（和・仏文）を、経済開発部、コートジボワール事務所による確認の後提出する。

(8) 第3次現地業務（2026年5月上旬～5月下旬、港内浚渫の実施時期に対応して調整可）：2026 荒天期準備、浚渫支援

① 2026 年荒天期に向けて、安全運航の最終確認を行い、実施必要事項があればこれを実施する。

② 2026 年荒天期までにトーゴ側が実施を予定している港内浚渫作業の実施を支援するとともに、港内浚渫の実施状況とその実施に係る課題をまとめる。

③ その他、第2次現地業務②、③の業務を継続して実施する。

④ C/P に第3次現地業務結果報告書（仏文）を提出し、現地業務結果を報告の上、第4次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

(9) 第3次整理業務（2026年6月）

第3次現地業務の現地業務結果報告書（和・仏文）を JICA 経済開発部、コートジボワール事務所に提出し、報告する。

(10) 第4次準備業務（2026年7月頃）

第4次現地業務計画書（和・仏文）を、経済開発部、コートジボワール事務所による確認の後提出する。

(11) 第4次現地業務（2026年8月上旬～9月中旬）：荒天期対応+荒天期の総括

① 2026 年度の荒天期における POPEL 安全運行状況を確認し、これまでの安全対策による効果および引き続き対策が必要な事項や教訓を抽出し、トーゴ側に提言する。

② その他、第2次現地業務②、③の業務を継続して実施する。

③ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言、課題などを含む第4次現地業務結果報告書（仏文）を C/P 機関に提出し、報告する。

(12) 第4次整理業務（2026年10月）

第4次現地業務の現地業務結果報告書（和・仏文）を JICA 経済開発部、コートジボワール事務所に提出し、報告する。

(13) 第5次準備業務（2027年4月頃）

第5次現地業務計画書（和・仏文）を、経済開発部、コートジボワール事務所による確認の後提出する。

（14）第5次現地業務（2027年5月中旬～2027年6月中旬）：最終締め

- ① 第2次現地業務②、③の業務を継続して実施する。
- ② 現地業務完了に際し、本件全期間における業務の成果、助言などを含む全体業務結果を全体業務結果報告書（仏文）として取りまとめ C/P 機関に提出し、報告する。報告に先立ち、内容は JICA 経済開発部、コートジボワール事務所の確認を得るものとする。

（15）整理業務（2027年8月上旬）

専門家業務完了報告書（和）を JICA 経済開発部、コートジボワール事務所に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1）業務計画書（全体及び各現地業務開始時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

- ・和文、仏文（JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所、C/P 機関へ電子送付する）

（2）現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文及び仏文。（JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所、C/P 機関へ電子送付する）

ただし、第5次現地業務結果報告書（仏文）は（3）全体業務結果報告書を以って、また、第5次現地業務結果報告書（和文）は（4）専門家業務完了報告書を以って代えることとする。

（3）全体業務結果報告書（仏文）

第5次現地業務終了時。仏文。（JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所の確認後、C/P 機関へ電子送付する）

本業務中に提案した法令や制度、ルール、仕組み等を添付し、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。その際、トーゴ側が継続して

実施すべき事項についても、その手順・留意事項と共に簡潔にまとめる。

(4) 専門家業務完了報告書（和文・電子データで提出）

2027年8月6日(金)までに提出。

業務完了報告書（和文）を、JICA 経済開発部及びコートジボワール事務所に提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) 一般業務費

本件業務は、JICA 拠点が存在しないトーゴでの業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

(一般業務費)

・特殊傭人費（事務補助員（通訳兼））：	3,600 千円
・車両関連費（通勤を除く業務用）：	2,625 千円
・セミナー等実施関係費：	360 千円
・旅費・交通費（近隣国出張）：	1,800 千円
・事務所関係費（事務機器、安全管理消耗品）：	1,100 千円
・資料等翻訳費：	200 千円
・雑費（FRP 船保険、ガソリン、広報、通信費、消耗品）：	2,180 千円

計：11,865 千円

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、6月から9月（特にピークは8月から9月）の荒天期を意識したスケジュールで設定し、提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：なし

イ) 宿舎手配：なし

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地業務開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及びJICA援助調整専門家による同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：POPEL および C/P 機関内における執務スペース提供（ネット環境なし）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第1グループから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・要請書

・「ロメ漁港安全対策整備の技術的検討に係る 情報収集・確認調査」最終報告ミッション報告書

・FRP 船試乗会に関する資料一式

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・トーゴ国 ロメ漁港安全対策整備の技術的検討に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000054457.pdf>

- ・ トーゴ国 ロメ漁港整備計画準備調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027300.html>
- ・ トーゴ共和国 ロメ漁港整備計画基礎情報収集・確認調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12092086.pdf>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。
- ⑦ トーゴ大統領府付開発計画協力省には、JICA 援助調整専門家が 2027 年 4 月までの予定で赴任しているところ、業務を進めるにあたっては、同アドバイザーと密に連絡・調整を行ってください。

以上